

背景

- ・質の高い建築物の整備が求められている
- ・構造計算書偽装問題や完了検査を受けない建築物における違反、施工ミス等による建築基準法令違反が発生
- ・部材・資材レベルの建築主事等による確認審査が困難な問題が発生
 - 昇降機における強度の低い鋼材の使用 (H19)、防耐火構造の大臣認定の不正取得 (H19) 等
- ・昇降機における人身事故など重大な建築物事故が発生
 - 港区内の公共賃貸住宅のエレベーターによる事故 (H18)、吹田市内の遊園地のコースターによる事故 (H19) 等

円滑な経済活動を確保しつつ、建築確認・検査・違反是正といった一連の手続きの実効性を確保することが必要

これまでの取組

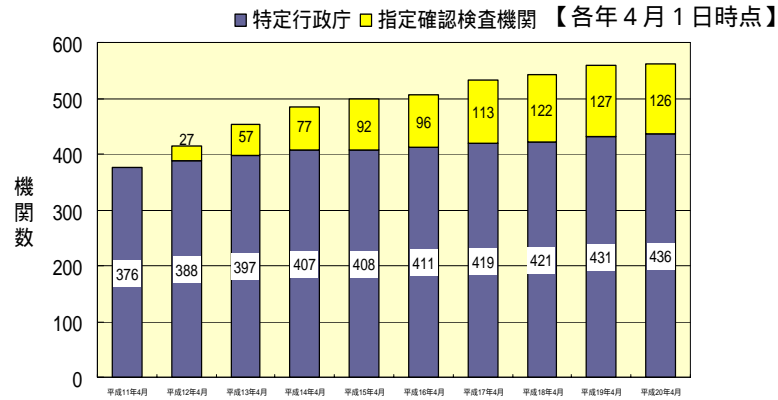
- ・確認検査を実施する体制の強化
 - ・確認検査機関 (H11-)
 - ・構造計算適合性判定機関 (H19-)
- ・基準適合を担保するための手続の充実・強化
 - ・中間検査の導入 (H11-)
 - ・定期報告の充実 (H20-)
- ・建築物の安全・安心の確保のための計画的取組の要請
 - ・建築物安全安心実施計画 (H11-)
 - ・既存建築物に係る違反对策推進計画 (H14-)

検討課題

- ・部材・資材の製造、建築物の設計・施工、維持管理といった建築物のライフサイクルの各段階における安全確保体制の確立
 - ・防耐火構造の大臣認定の不正取得への対応
 - ・JIS規格不適合コンクリート問題への対応
 - ・昇降機等の工場生産段階での品質確保対策
 - ・昇降機等の設置後の維持管理対策
- ・事故発生時における迅速・的確な対応と事故情報の収集・分析等による技術基準等への反映
- ・必要な技術基準や運用指針の迅速な整備と実務者へのきめ細かい情報提供
- ・建築物や建築技術者等に関するデータベースの整備とその有効活用

建築基準法の執行状況について

特定行政庁及び指定確認検査機関の数の推移



1 平成20年4月1日現在の特定行政庁の内訳
都道府県(47)、法第4条第1項設置市(82)、法第4条第2項設置市(133)、
法第97条の2設置市(151)、特別区(23)

(参考 東京都、福島県、神戸市の状況)

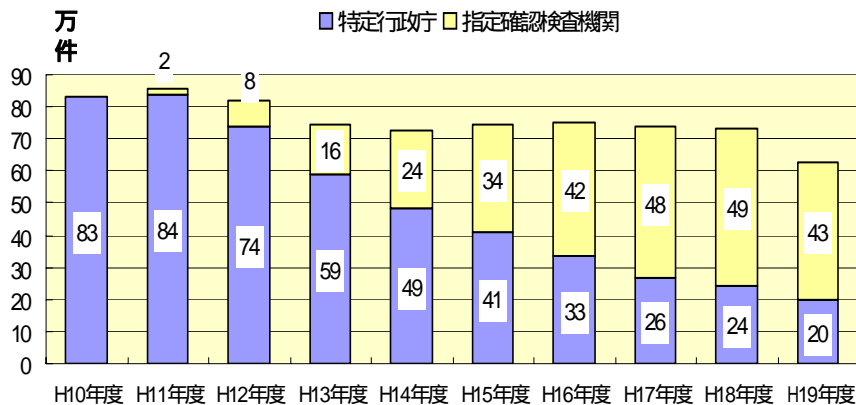
【平成20年4月1日時点】

	特定行政庁		指定確認検査機関		計
		うち限定特定行政庁		うち大臣指定	
東京都	33	23	28	26	61
福島県	6	2	12	11	18
神戸市	1	-	27	23	28

指定確認検査機関は、各都県市(区域の一部も含む)を業務区域に含む機関の数

建築確認の件数

年間 約63万件
(行政約32%、民間約68%)



【平成19年度】

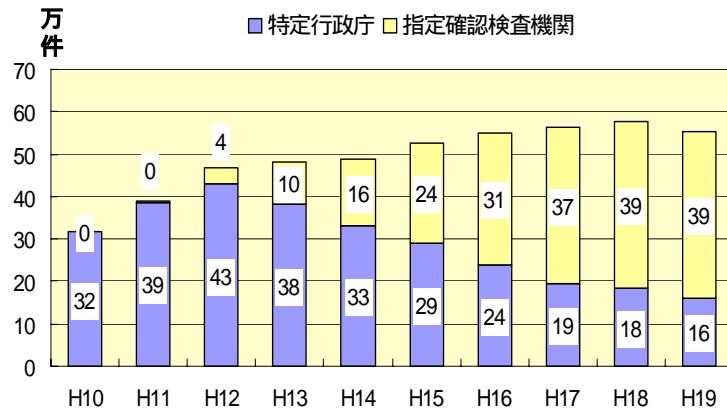
	特定行政庁	指定確認検査機関	計
東京都	15,143 (31%)	34,364 (69%)	49,507
福島県	2,167 (21%)	8,095 (79%)	10,262
神戸市	90 (2%)	5,286 (98%)	5,376

工作物等も含む

建築基準法の執行状況について

完了検査の件数

年間 約 5.5 万件
(行政約 2.9%、民間約 7.1%)



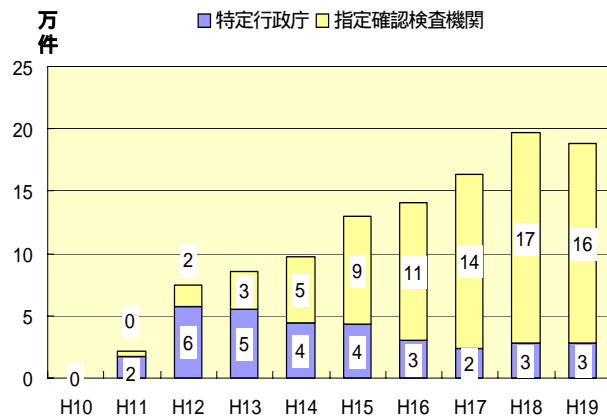
【平成19年度】

(件)

	特定行政庁	指定確認検査機関	計
東京都	11,459 (26%)	33,497 (74%)	44,956
福島県	1,806 (18%)	8,352 (82%)	10,158
神戸市	53 (1%)	5,297 (99%)	5,350

中間検査の件数

年間 約 1.9 万件
(行政約 1.5%、民間約 8.5%)



【平成19年度】

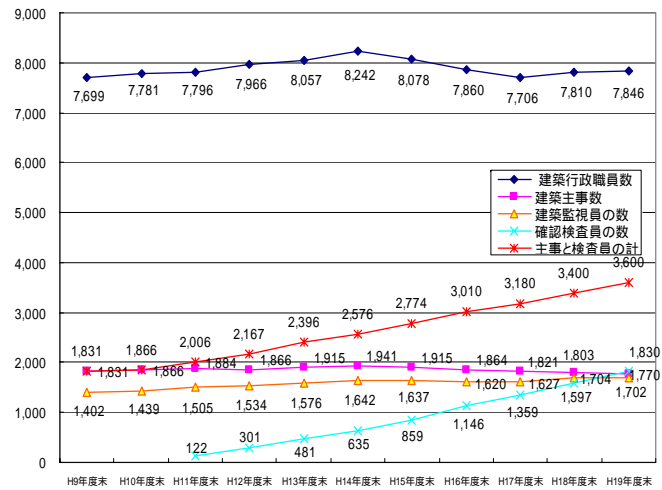
(件)

	特定行政庁	指定確認検査機関	計
東京都	2,352 (20%)	9,192 (80%)	11,544
福島県	173 (20%)	684 (80%)	857
神戸市	30 (1%)	3,756 (99%)	3,786

建築基準法の執行状況について

建築主事数、確認検査員数等の推移

【H9年度末～H19年度末】

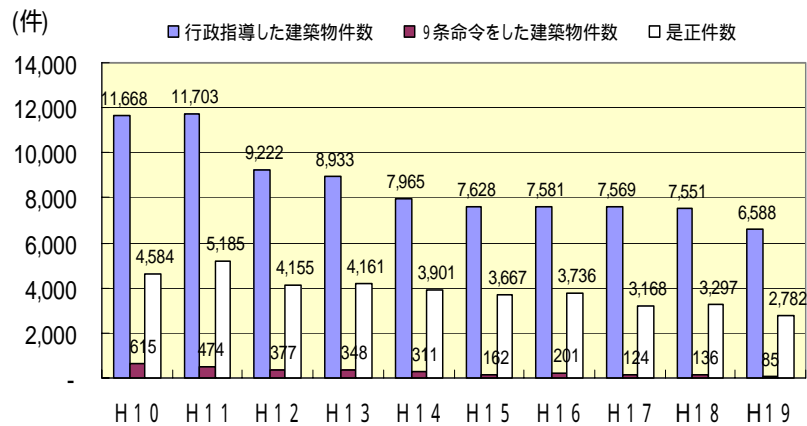


(人)

	建築行政職員数	建築主事数	建築監視員の数
東京都	1,179	77	75
福島県	87	28	23
神戸市	69	6	0

違反建築物に対する行政指導及び9条命令件数の推移

【平成19年度】

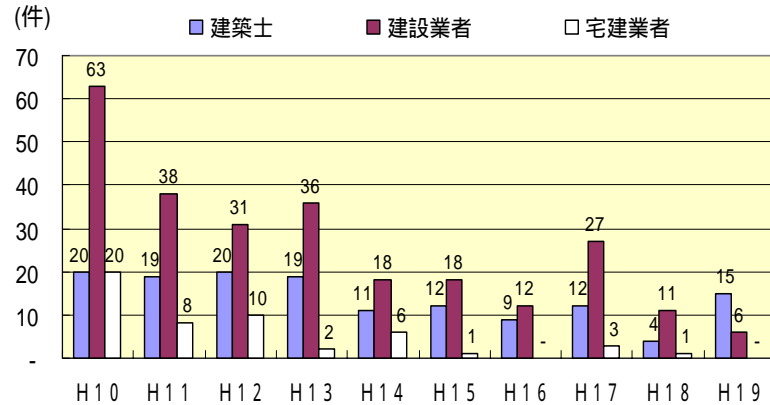


(件)

	行政指導した建築物件数	9条命令をした建築物件数	是正件数
東京都	1,215	7	548
福島県	201	1	76
神戸市	67	1	8

建築基準法の執行状況について

違反建築物の設計者等に対する措置 (法第9条の3の通知)

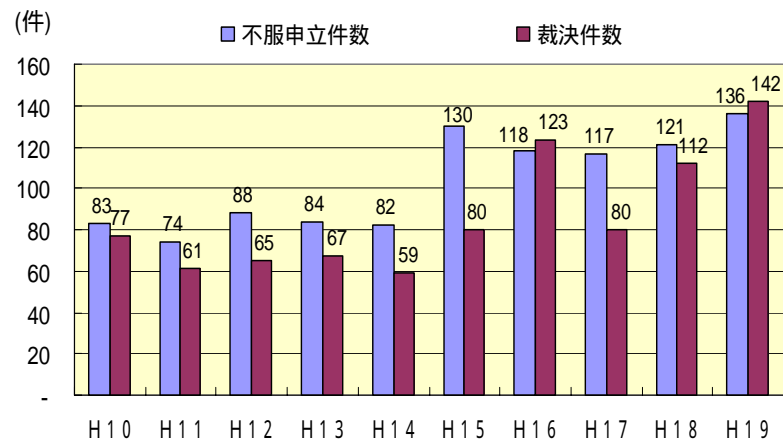


【平成19年度】

(件)

	建築士	建設業者	宅建業者
東京都	1	3	0
福島県	0	0	0
神戸市	0	2	0

不服申立件数及び裁決件数の推移



【平成19年度】

(件)

	不服申立件数	裁決件数
東京都	51	61
福島県	0	0
神戸市	3	2

建築物安全安心推進計画について

．背景と目的

平成10年6月の建築基準法の改正を契機に国、特定行政庁及び関係団体が協力して各種の施策を総合的に推進し、建築物の安全性等を的確に確保するシステムを再構築する。

．目標

- すべての建築物の適法性が確保されるよう、工事監理、中間検査、完了検査及び違反建築物の是正が徹底されること。
- 建築物の安全性等を確保するための新たな制度的枠組みと執行体制を整備。

．推進すべき施策

- 1．工事監理業務の適正化とその徹底 (工事監理者選任の徹底、工事監理委託内容の書面交付の徹底等)
- 2．中間検査及び完了検査の的確な実施 (指定確認検査機関の業務体制整備、中間検査対象工程の指定等)
- 3．違反建築物対策の総合的な推進等 (警察、建設業行政、不動産業行政との連携強化等)
- 4．消費者に対する積極的な情報提供、普及啓発 (パンフレット配布、相談会の開催、相談窓口の設置等)

．地方における取り組み

各都道府県では、「建築物安全安心推進協議会」を設置し、都道府県ごとの「建築物安全安心実施計画」を策定するとともに、そのフォローアップを実施。

建築物安全安心実施計画について

都道府県における建築物安全安心実施計画の状況

当初：全都道府県で建築物安全安心実施計画を策定、実施
現在：26都府県で建築物安全安心実施計画を継続して実施中

【平成21年2月時点】

	当初策定	現在の状況 (現行計画の期間)	建築物安全安心推進協議会の名称		当初策定	現在の状況 (現行計画の期間)	建築物安全安心推進協議会の名称
北海道	H14年9月	(H16年度で計画終了)		滋賀	H11年10月	実施中 (H20～H22年度)	滋賀県建築物安全安心推進協議会
青森	H11年10月	(H17年度で計画終了)		京都	H11年10月	実施中 (H18～H20年度)	京都府建築物安全・安心推進会議
岩手	H11年9月	実施中 (H20～H22年度)	岩手県建築物安全安心推進協議会	大阪	H11年10月	実施中 (H20～H26年度)	大阪府建築物安全安心推進会議
宮城	H11年9月	(H13年度で計画終了)		兵庫	H11年10月	実施中 (H20～H22年度)	兵庫県建築物安全安心推進協議会
秋田	H11年9月	実施中 (H19～H21年度)	秋田県建築行政連絡会議で代替	奈良	H12年1月	実施中 (H17～H21年度)	なら安全安心住まい・まちづくり協議会
山形	H11年9月	(H13年度で計画終了)		和歌山	H12年3月	(運営していない)	
福島	H11年10月	実施中 (H19～H23年度)	福島県建築物安全安心推進協議会	鳥取	H11年12月	(H13年度で計画終了)	
茨城	H11年9月	実施中 (H18～H20年度)	特定行政庁連絡協議会で代替	島根	H11年9月	(H16年度で計画終了)	
栃木	H11年10月	(H13年度で計画終了)		岡山	H11年	実施中 (H20～H21年度)	岡山県建築物安全安心推進協議会
群馬	H11.12.15	(H16年度で計画終了)		広島	H11年10月	実施中 (H20～H22年度)	広島県建築物安全安心推進協議会
埼玉	H11年9月	実施中 (H20～H22年度)	埼玉県建築物安全安心推進協議会	山口	H11年11月	(H16年度で計画終了)	
千葉	H11年9月	実施中 (H20～H22年度)	千葉県建築物安全安心推進協議会	徳島	H11年10月	(H18年度で計画終了)	
東京	H11年度	実施中 (H18～H20年度)	東京都建築物安全安心推進協議会	香川	H11年10月	(H16年度で計画終了)	
神奈川	H11年11月	(H19年度で計画終了)		愛媛	H11年9月	実施中 (H20～H22年度)	愛媛県建築物安全安心推進協議会
新潟	H11年11月	(運営していない)		高知	H11年9月	(H16年度で計画終了)	
富山	H11年9月	(H13年度で計画終了)		福岡	H11年11月	実施中 (H20～H23年度)	福岡県建築物安全安心推進協議会
石川	H11年9月	(H13年度で計画終了)		佐賀	H11年10月	(H19年度で計画終了)	
福井	H11年9月	実施中 (H18～H20年度)	(協議会は廃止)	長崎	H11年9月	(H16年度で計画終了)	
山梨	H11年10月	実施中 (H20～H22年度)	(協議会は廃止)	熊本	H11年9月	実施中 (H20～H22年度)	熊本県建築物安全安心推進協議会
長野	H11年12月	実施中 (H19～H21年度)	(協議会は廃止)	大分	H11年9月	(H13年度で計画終了)	
岐阜	H11年10月	実施中 (H20～H22年度)	岐阜県建築物安全安心推進協議会	宮崎	H11年11月	(H16年度で計画終了)	
静岡	H11年10月	実施中 (H20～H22年度)	静岡県特定行政庁連絡会議(安心安全部会)	鹿児島	H11年12月	実施中 (期間は定めていない)	鹿児島県建築物安全安心推進協議会
愛知	H11年10月	実施中 (H20～H22年度)	愛知県建築物安全安心推進協議会	沖縄	H11年11月	実施中 (H18～H20年)	沖縄県建築物安全安心推進協議会
三重	H11年10月	実施中 (H21～H22年度)	(協議会は廃止)				

建築物安全安心推進協議会の名称については、運営を継続しているもののみ記載

既存建築物に係る違反对策推進計画について

・背景と目的

平成13年の東京都新宿区歌舞伎町で発生した雑居ビル火災による惨事を契機に、各都道府県における既存建築物に係る違反对策推進計画の作成。

・計画の内容

(1) 具体的目標の設定

違反解消の徹底を図るため、各特定行政庁の実情に応じて重点違反是正項目及び重点実施期間を定める。

(2) 具体的施策

定期報告制度の運用強化

・定期報告制度の強化による未報告物件への立入検査の重点化 等

違反是正の徹底

・違反建築物の情報開示方法の検討

・告発及び行政代執行の積極的活用 等

違反对策推進体制整備の拡充

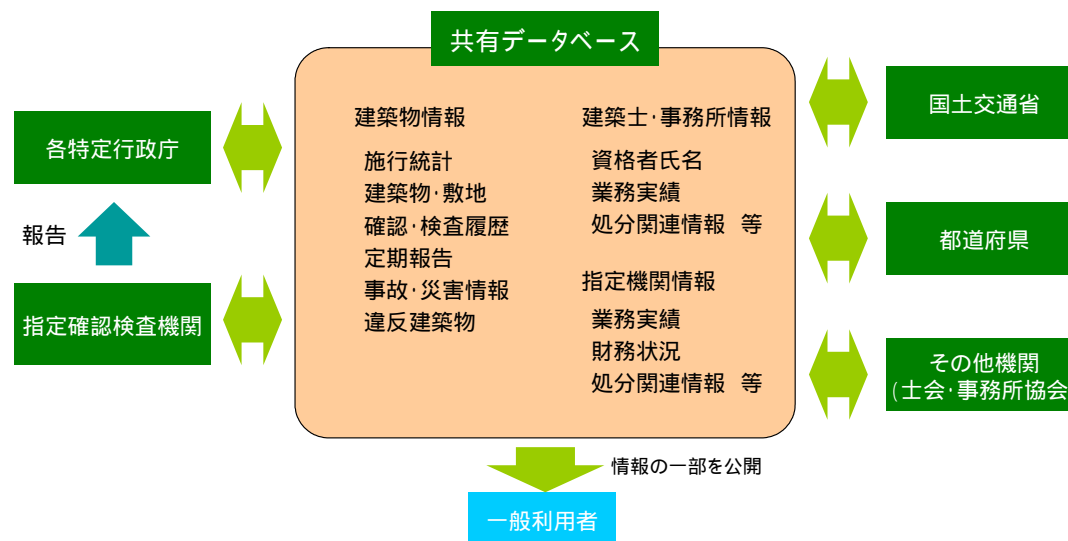
消防、警察部局等を含む協議会を設けるなどして違反建築物対策体制の充実 等

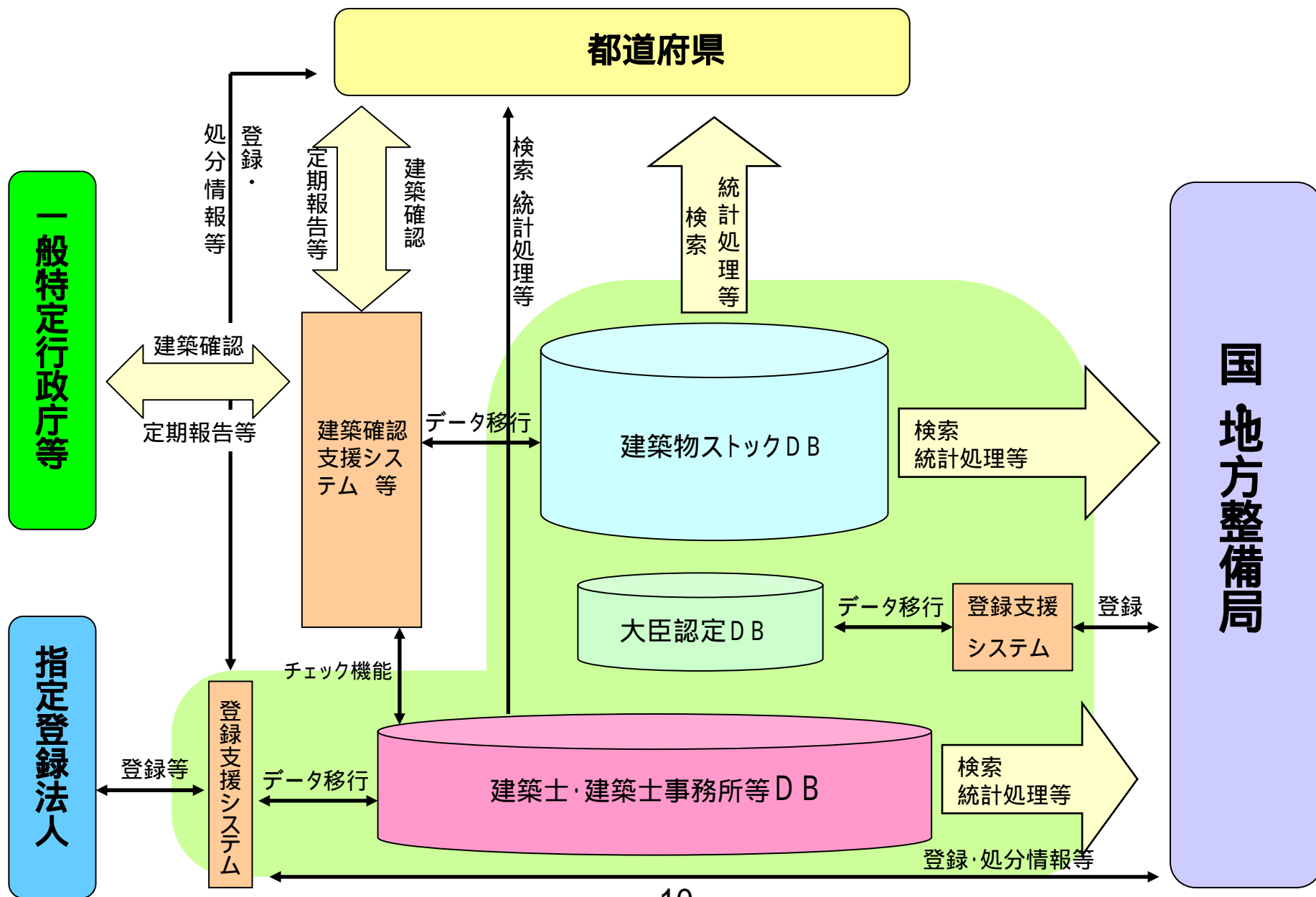
建築物の安全性に対する国民の信頼回復及び建築行政における対応の迅速化を図るため、建築士、建築士事務所、指定確認検査機関等に関する登録システムを構築するとともに、建築物のストック情報に関するデータベース(建築行政共用データベースシステム)のシステム開発を行う。(平成19年度から平成21年度)

消費者保護の観点から、国民の誰もが、建築士、建築士事務所等の業務実績や処分履歴などの情報について簡便かつ適確に把握できる環境整備が求められており、また、業務活動の範囲が広域化している現状において、建築士等に対する適確な指導監督を行うためには、各行政機関における基礎的な情報の共有が不可欠。

違反建築や建築物事故に迅速かつ的確に対応し、建築行政を効率的に執行していくためには、建築計画、確認・検査の履歴、定期報告等の建築物のストック情報の体系的な蓄積・共有が必要。

建築行政共用データベースシステムのイメージ





(電子媒体申請)
手数料の減免等により電子媒体による申請を誘導

建築確認

中間検査

完了検査

定期報告

確認申請書

設計者
・意匠設計者
・構造設計者
・設備設計者
工事監理者

建築計画概要書

地名地番、敷地
用途、面積、高さ
構造、階数 等

処分等の概要書

建築確認
中間検査
完了検査
その他の処分

定期報告書

調査・検査者
調査・検査の概要

(建築物のストック情報)



建築士登録

建築士事務所登録

(事務所登録等のチェック)

申請書に記載された建築士が、登録を受けた建築士事務所に所属していることを確認できる。

建築士が構造設計を行った物件を検索できる。

用途、規模、構造等を特定して、全国の設置件数や地域分布を即座に分析できる。

違反建築物の建築主や設計者を特定し、同者が関与した他物件を検索できる。

社のエレベーターが設置されている物件を検索できる。

(被害拡大の防止等)

建築士氏名

管理建築士

構造・設備建築士

(専任のチェック)

士法24条;一級建築士事務所...は、それぞれ専任の一級建築士...が管理しなければならない。

講習受講履歴

所属建築士氏名

(講習受講のチェック)

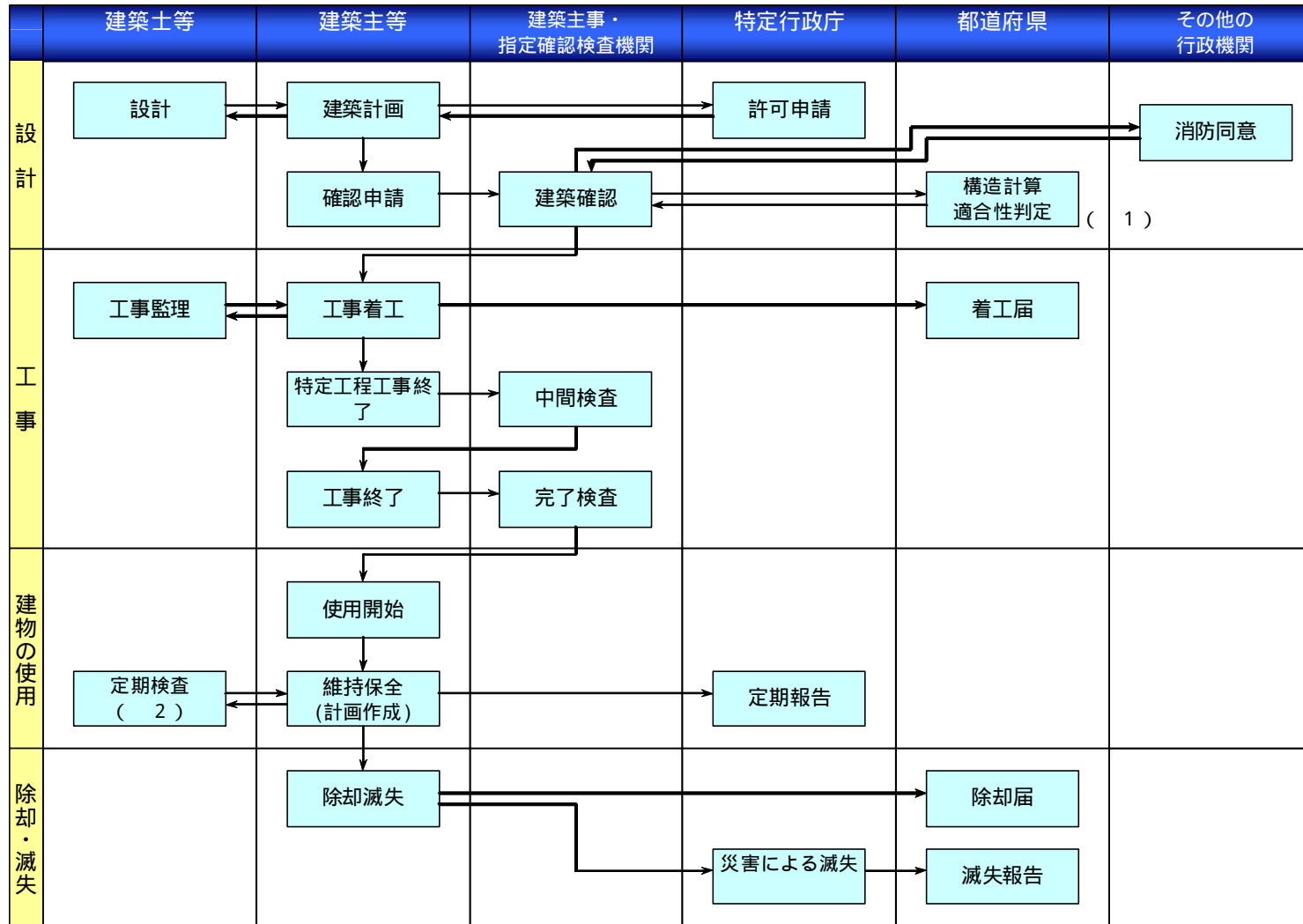
答申;建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付け...

業務実績

処分履歴

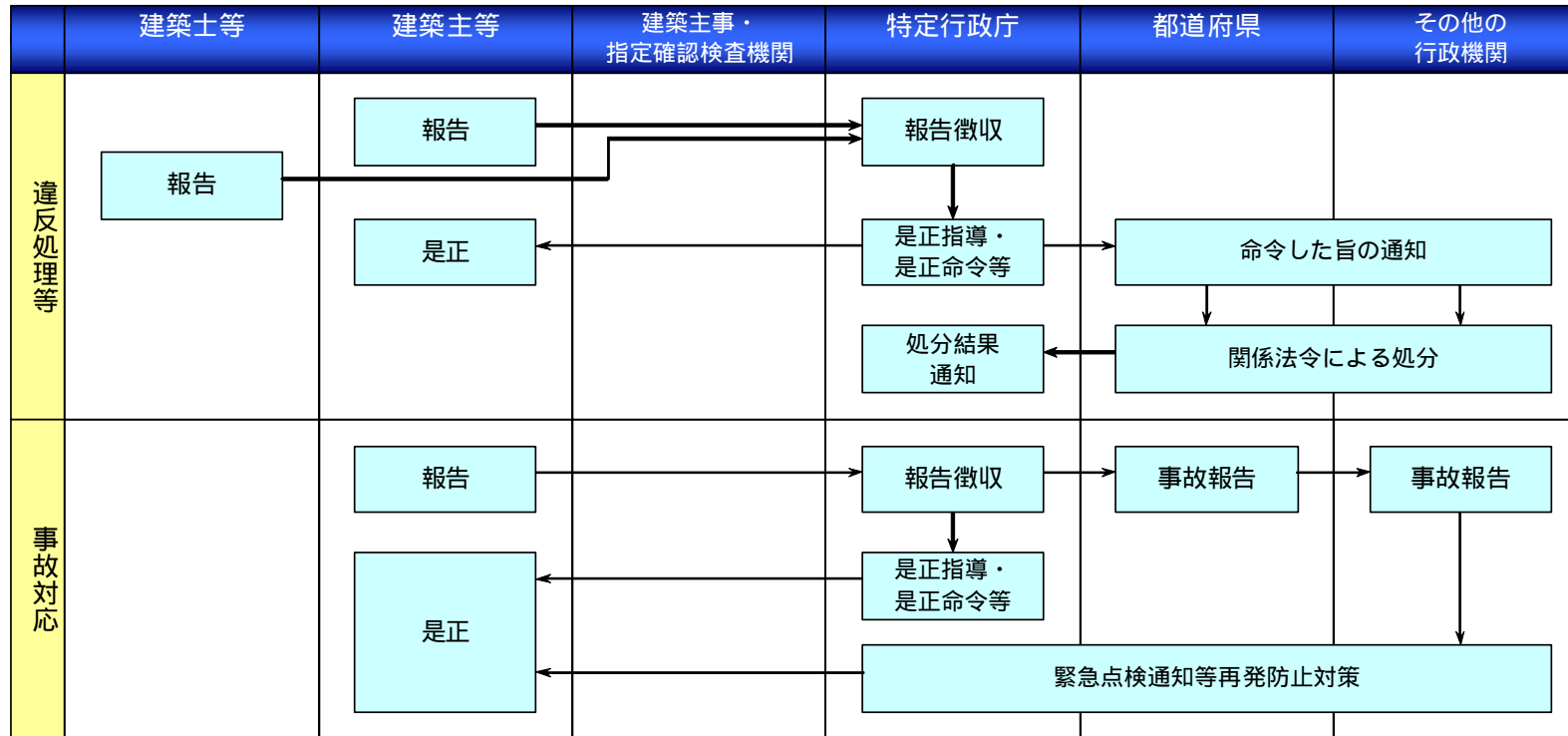
処分履歴

建築基準法に基づく建築物の各段階における手続の流れ

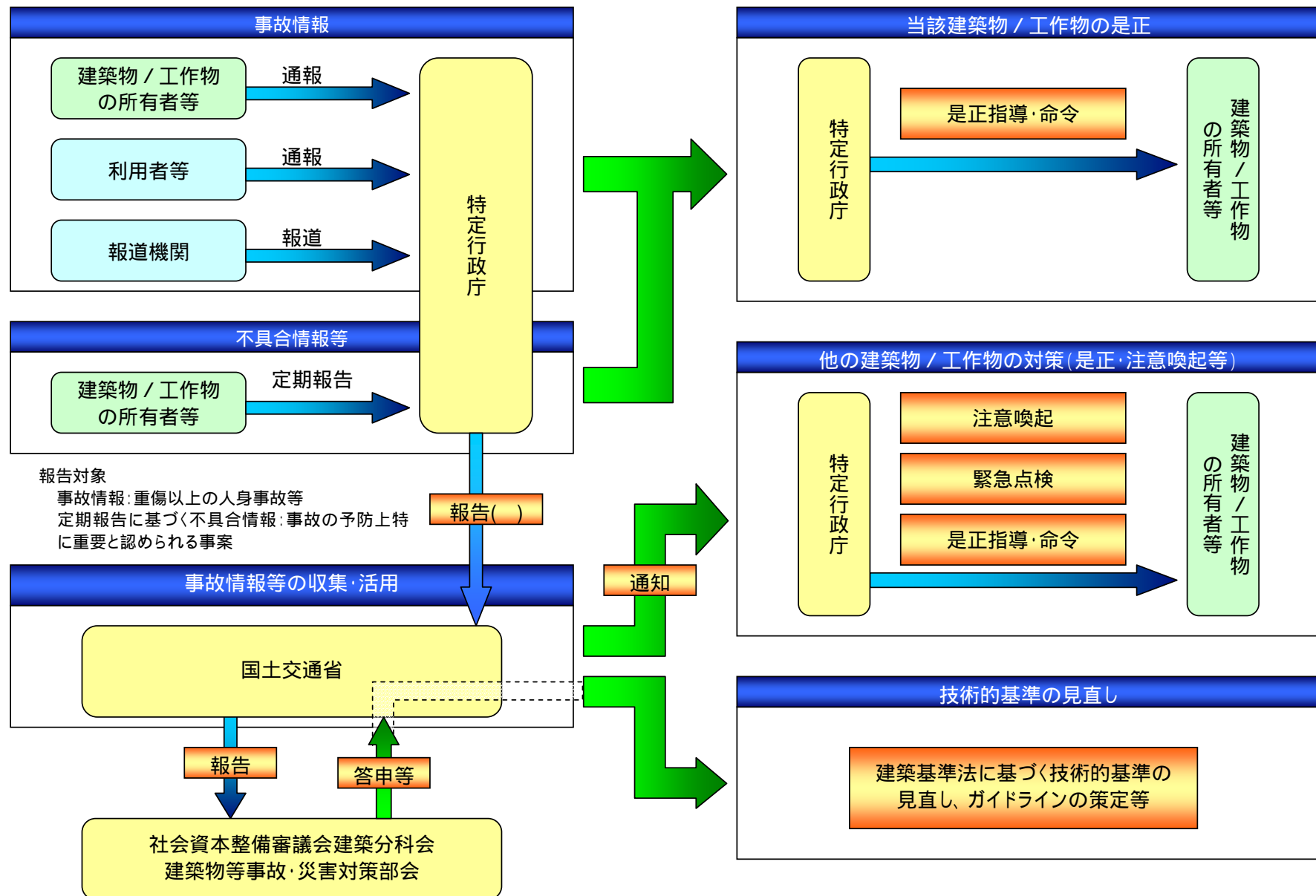


1 構造計算適合性判定機関による判定を含む。
2 特殊建築物調査資格者、昇降機検査資格者等を含む。

建築基準法に基づく建築物の各段階における手続の流れ



事故が起きた場合等の建築行政の対応



建築基準法制定以降の主要な改正経緯

年	状態基準		建築確認等の手続		(参考) 社会事象
	単体規定	集団規定	使用開始前	使用開始後	
昭和25年	建築基準法の公布・施行				
昭和34年	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物、簡易耐火建築物の創設 内装制限の規定の整理 無窓居室等の規制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 2項道路の要件緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備の手続規定の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 定期報告制度の導入 	大規模火災多発
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> 特殊建築物と火気使用室の換気設備の基準の新設 排煙設備、非常用照明装置、非常用進入口、非常用昇降機等の基準新設 内装制限の適用範囲の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域を4種から8種へ 高さ制限の廃止（一住専除く。） 容積率規制、隣地斜線制限の全域適用 空地地区の廃止 北側斜線制限の創設 総合設計制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 違反是正措置の強化(建築監視員制度導入等) 確認申請関係図書の閲覧制度の導入 		日照紛争
昭和51年		<ul style="list-style-type: none"> 日影制限の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 確認対象特殊建築物の拡大 検査済証交付前使用制限の導入 		宮城県沖地震
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震設計法の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度の導入 			
昭和59年				<ul style="list-style-type: none"> 維持保全計画の創設 	木造等技術の進展
昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> 木造建築物の高さ制限の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路幅員による容積率規制の緩和 			地価高騰
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> 準耐火構造、準耐火建築物の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域を8種から12種へ 	<ul style="list-style-type: none"> 規制の適用除外となる対象建築物の拡大 		阪神淡路大震災
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準の性能規定化 住宅の居室の日照規定の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 特別用途地区の類型廃止 連担建築物設計制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認・検査の民間開放 中間検査の導入 図書の閲覧制度の拡充 		規制合理化の流れ
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> 白地地域の形態規制の導入 			シックハウス問題
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> シックハウス対策規定の新設 	<ul style="list-style-type: none"> 天空率の導入 			
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> 既存不適格建築物の規制の合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 		<ul style="list-style-type: none"> 既存不適格建築物に対する勧告・是正命令制度の創設 既存建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化 	
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> アスベスト規制の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設に対する立地制限の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 構造計算適合性判定の導入 確認検査等に関する指針の策定等 一定の共同住宅の中間検査の一律義務化 指定確認検査機関に対する指導監督の強化 		アスベスト問題 構造計算書偽装問題
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの安全対策の強化 			<ul style="list-style-type: none"> 定期報告に係る調査・検査項目、方法、基準の明確化 報告内容の充実 	

建築物の安全確保のための最近の主要な手続の見直し等の経緯

年	見直しの概要
平成10年	建築基準法の一部を改正する法律 (建築基準の性能規定化は平成12年6月1日施行、これ以外の以下については平成11年5月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準の性能規定化 ・建築確認・検査の民間開放 ・中間検査の導入 ・確認検査等に関する図書の閲覧
平成11年	建築物安全安心推進計画について (4月6日付け局長通知)【概要 別紙】 <ul style="list-style-type: none"> ・工事監理業務の適正化とその徹底 ・違反建築物対策の総合的な推進 ・中間検査及び完了検査の的確な実施 ・消費者に対する積極的な情報提供、普及啓発
平成14年	建築基準法等の一部を改正する法律(平成15年7月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> ・シックハウス対策規定の新設 小規模雑居ビルにおける建築基準法令違反に係る告発の事務処理について(1月4日付け課長通知) 既存建築物に係る違反是正作業マニュアルについて(4月11日付け課長通知) 既存建築物に係る違反対策推進計画について (4月11日付け課長通知)【概要 別紙】 <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告制度の運用強化 ・違反対策推進体制整備の拡充 ・違反是正の徹底
平成16年	建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律 (平成17年6月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格建築物に対する勧告・是正命令制度の創設 ・既存建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化
平成17年	建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について(3月31日付け課長通知) <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の把握 ・消防部局等関係行政機関との連携体制の整備 ・事故情報に対する対応
平成18年	石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律 (平成18年10月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト規制の導入 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成19年6月20日施行) <ul style="list-style-type: none"> ・構造計算適合性判定の導入 ・一定の共同住宅の中間検査の一律義務化 ・確認検査等に関する指針の策定・公表 ・指定確認検査機関に対する指導監督の強化 建築士法等の一部を改正する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・設計・工事監理業務の適正化等(平成20年11月28日施行) ・高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化(平成21年5月27日施行)
平成20年	建築基準法施行規則の改正等(平成20年4月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告に係る調査・検査の項目、方法、基準の明確化 ・報告内容の充実

見直し後の運用状況
指定確認検査機関数：122機関 (平成20年10月1日現在)
建築確認手続に占める指定確認検査機関の割合：69% (平成19年度)
建築物安全安心実施計画 ：26都道府県で実施中 (平成20年5月26日現在)
建築物安全安心推進協議会組織 ：24都道府県で活動 (平成20年5月26日現在)
事故防止のための連携体制 ：113行政庁で整備済 (平成19年10月15日現在)
構造計算適合性判定機関数 ：61機関(平成20年10月末現在)
定期報告率 ：特殊建築物等62% 昇降機等94% その他建築設備60% (平成19年3月末現在)